

平成 18 年度 税制改正速報 !

平成 18 年 4 月 1 日以降の税制改正の速報から抜粋しました。(土地・住宅税制については次号で報告します)

1. 中小企業関係

- ① 同族会社の留保金課税制度の見直し。……同族要件の緩和と留保控除額が拡大される。
- ② 交際費の損金算入の、特例の延長。……一人当たり 5,000 円以下の飲食費が損金算入できる。また、資本金 1 億円以下の企業に認められていた特例が 2 年間延長された。
- ③ 少額減価償却資産の特例の延長。……30 万円未満の減価償却資産を取得した場合全額損金算入できるという特例の対象となる損金算入金額の総額の上限を 300 万円とした上で 2 年間延長された。
- ④ 中小企業投資促進税制の拡充・延長。……機械装置・電子計算機・デジタル複合機・ソフトウェア・貨物自動車・内航船舶等を取得した場合の特別償却が特別税額控除の選択適用が出来る。2 年間延長。
- ⑤ 役員給与の損金算入の、あり方の見直し。……役員の時給についてあらかじめ時期と額を決めておけば損金算入できる。他
- ⑥ 創業 5 年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻し還付措置の延長。……適用停止中の欠損金の繰戻し還付措置について、1 年間の還付措置が 2 年間延長される。
- ⑦ 事業承継円滑化のための物納手続きの改善。……物納許可基準の緩和・明確化。物納手続きの迅速化・明確化。その他納税者利便の向上。

2. 研究開発税制・情報基盤強化税制

- ① 研究開発税制の見直し・強化。……特別税額控除割合に 5%を加える。
- ② 情報基盤強化税制の創設。……高度な情報セキュリティ対策に対応した設備等を取得した場合特別償却か、特別税額控除のどちらかを選択できる。

3. 個人所得税

- ① 定率減税の廃止・税率構造の改組。……所得税・個人住民税ともに定率減税を廃止する。所得税・個人住民税の税率構造が改められる。個々の納税者の負担が変わらないように配慮した。
- ② 耐震改修税額控除制度の創設。……現行の耐震基準に適合させる為の耐震改修を行った場合、その費用の 10%相当額(上限 20 万円)を所得税額から控除する。
- ③ 地震保険控除の創設。……損害保険料控除を改組し、地震保険相当分が所得税や住民税から控除できる

【情報】

釘のめり込み実験が行われます

日時 平成 18 年 3 月 3 日(金)AM10:00~17:00

4 日(土)AM10:00~12:00

場所 職業能力開発総合大学(東京校)

内容 木造耐力壁の面内せん断試験が行われます。

釘の正しい使い方と、その強度への影響について

問合せ先 (株)匠建築 Fax03-5426-0168 Tel5426-0190

主催 安田工業(株) (株)匠建築 既存建物耐震補強研究会

【定休日】 3 月は 4, 5, 11, 12, 18, 19, 25, 26 日となります

4 月は 2, 8, 9, 15, 16, 22, 23, 30 日となります

ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)



頑張れ 高校野球